



熊本県公報

号外 第 7 3 号
平成 28 年 12 月 13 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の区域変更	(道路保全課)	1
○道路の区域変更	(〃)	1
○道路の供用開始	(〃)	2
○道路の供用開始	(〃)	2

告 示

熊本県告示第 1 0 6 3 号の 2

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市車帰 3 6 9 番 5 8 地先から 同所	前	9. 1 ～ 63. 5	134. 3	二重の 峠交差 点にお ける左 折レー ン設置
一般県道	北外輪山 大津線	3 6 9 番 4 2 地先まで	後	11. 1 ～ 84. 6	134. 3	

2 区域を変更する期日 平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

熊本県告示第 1 0 6 3 号の 3

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	北外輪山 大津線	菊池郡大津町大字古城字六番 東原	前	8. 1 ～ 8. 4	97. 2	
		1 0 3 3 番 8 地先から 同所		8. 9 ～ 27. 1		
		1 0 4 4 番 1 地先まで	後	10. 3 ～ 18. 3	92. 0	
		菊池郡大津町大字古城字六番 東原		12. 4 ～ 92. 0		

			41.7	
--	--	--	------	--

2 区域を変更する期日 平成28年12月14日

熊本県告示第1063号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市車帰 369番58地先から	134.3	二重の峠交差点における左折レーン設置
一般県道	北外輪山大津線	同所 369番42地先まで		

2 供用を開始する期日 平成28年12月14日

熊本県告示第1063号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	北外輪山大津線	菊池郡大津町大字古城字六番東原 1033番8地先から	97.2	
		同所 1044番1地先まで		
菊池郡大津町大字古城字六番東原 1017番20地先から	92.0			
同所 1017番20地先まで				

2 供用を開始する期日 平成28年12月14日